

第4回白馬村観光振興のための財源確保検討委員会における主な議論について

1 新たな財源の在り方について

■小磯副会長

○宿泊税以外の議論が前回あまりなされなかったという事から、白馬村における新しい財源の在り方として広範な議論を積み重ねていくというプロセスからも、宿泊税以外の財源確保の在り方というところも丁寧に議論していきましょうというのが議事提案の趣旨だと思う。宿泊税の議論に戻る可能性も十分予見しつつ、まずはそれ以外のものについて個別に少し検討を進めていければと思う。

■占部委員

○「リフト利用者への課税」だが、法定外税を作る時にリフトの利用行為に課税するという事で、課税客体はリフトの利用行為になる。税を取るときの根拠として応益的に取ろうとした場合に、リフト利用者が何を応益しているのか、課税の根拠がなかなかうまく説明できない。リフトに乗る人を応能的に捉えた場合、リフトを使う人が金持ちであるとは一概に言えないので、応能的に考えることもできない。応益的かというと、利用者が何を応益しているのかとなる。税を掛ける時に理論的説明がしにくい。

また、リフトの利用者を客体として捉えた場合、何を応益と考えるのか。また、仮に応能的にうまく説明したとしても、利用範囲が極めて限られてくるため、広く観光目的一般に使えるという保証はないという事が想定される税だと思う。法的にも説明がしにくい。

○今日のシミュレーションは基本的に村民に負担を求めないという前提で、税の確保が検討されていると理解している。「村県民税（家屋敷課税）」を入れても税収が少ないという事がひとつある。家屋敷を持っている村外の人たちに課税をするという事で法的には条例も条文も可能だが、その人だけに上乗せするとなると、均等割りの部分を不均一課税にする訳で、基本的には地方税法の第7条を使って不均一課税をする事になり、均等割を不均一課税にすることが法的にできるかという問題がある。

また、地方税法7条を使って不均一課税ができるかという問題で、個人的には、法的に問題があると考えていて、財産とか違うところについてはできる可能性はあるが、家屋敷を持っている村外の人だけに均等割の部分を高くするというのは、法的に問題が少しあると思う。

○「別荘等所有税」は別荘地の定義が難しい。ある一定地域の別荘地に高齢化でほぼ永住する方もいるし、2代目で全く使っていない、ほぼ朽ちるに任せたものもある。そういった中で別荘をどう定義して課税していくのか、課税上からも難しい判断を迫られると思う。別荘地等を持っている方は、固定資産税等も別に払っている訳で、この法定外税は二重課税ではないかという議論もある。

○「登山協力金」については、法的拘束力・強制力を伴わないものなので、議会や村民の同意が得られるのであれば、前向きにというのは当然になると思う。

○「ふるさと納税」も納税義務者に強制するものではないので、こういったものは今議論されている新たな税を導入する際にも並行して進めるべきだと思うし、財源確保の方策としては当然のものかなと思う。

○第1回の会議の時に話を聞き、私がイメージしたのは、観光政策として今後かなりの支出を伴うとか、財源としてこの位が不足するとか、ある程度の数字は出して頂いたと記憶があり、今ここで提案されている様な「リフト税」とか諸々の税を全てやっても、全てを賄える様なものではないのかなと認識している。財源の支出の出と入りというのは、両輪で議論していかないと、一方だけではなかなか

か収まらないところがある。

■ケビン委員

○財源確保の必要性については、地球温暖化とほぼ同じ考えで、今何かしないといけないと思う。白馬村の将来は、20年後、30年後現状のまま続いていかないと思う。今色々反対意見が出ているが、ただ反対だけで具体的な提案がなく、個人的には納得できない。

○外国人だけから税金を取ったり、サービスに税金を取るという事はインバウンドのお客さんから反発を受けると思う。全体的に税を取るなら外国人も日本人も納得すると思うが、この時代にこんな声を聴くと非常に寂しいことだと思う。

■杉山委員

○私は時期を少し先に伸ばすという考え方・意見については賛成で、一番初めに用途を明確にするという話の中で観光地経営計画に盛り込まれている事項を、総額2億円あるかもしれないが、誰がいつどのようにやるかという事を実際に出して、その中で優先順位を付けて、こういう事をやるならこの位必要になり、その為が一番良い方法は何かと考えていた。新たな観光財源とあるが、その前のものが抜けているのではないかと考えている。

■山形オブザーバー

○課税という問題に関しては、全てのものに対して根拠が、観光に必要だから観光税として取るのか、仕事に来た人ならどうなのかなど、白馬村に来村する方々の目的もそれなりに違うため、それを一律に何らかの形で税金を取らなければいけないのか、その辺に矛盾を感じている。まず、本当にそれだけお金が何故必要なのかというところから始まってもらいたい。

○いくら足りないのかという試算も無く、ただ、少子化が将来起こるであろうという事に対する危機感への対応の感じ方だけで今会議をして集まっている様な気がする。

■吉沢オブザーバー

○毎回「目的が明確でない」とか「目的がはっきりしないのに財源確保の検討をしてどうするんだ」という話が出ている。解決していかないといけない事だと思うが、占部委員が話したように財源の確保とそれをどう使っていくのかという事については、両方の輪を転がしながらやっていると、片方がないのに片方だけやっていくというのは、やっている意味もないし、価値もないのではと思うので、両方の輪で進めて頂きたい。

○財源の確保をする中でお客様から「宿泊税」とかりフトの利用者や登山をするお客様からという話が出ているが、一人のお客様から何カ所でも税や協力金を貰うというのは、やはり負担が多いのではないと思う。できるだけ一人のお客様から色々な所でお金を取るという形は考えていかない方が良く思う。

■藤本副村長

○財源の必要性というそもそものところに関しては、第1回委員会で資料を出している。大雑把に言うと、これから人口が減っていくと村全体としての収入もこのままでは減っていくという中で、しかし観光立村として生きていく為には、ある程度の投資はこれからはしていかなければいけないであろうという事で「新たな財源の使い道」を示させて頂いている。そのことに関して「それを実現する為には、どういった財源の在り方があるのか」という事を第2回以降で検討して頂いている。

○使い道については、大体これ位の額になるだろうというものを併せて示させて頂いている。その上でいくら足りないかという事に関しては、勿論やり出せばきりが無いが、現実的にどこまでできるのかというのは、どの位の財源を確保できるのかできないのかに密接に関わってくると思う。これだけ

の事業が必要だとしても財源が手当てできなければできないし、そういった事を踏まえて今回の委員会では、どういった財源が考えられるのかということを考えて頂いている。

○どのような事業を、いつまでに、誰がやるのかという事に関しては、平成28年の観光地経営計画の中で、戦略のレベルとして出している。大枠のところは既に決まっているという部分はある。その中で、第1回の検討委員会では、その大枠の戦略に従ってもう少し踏み込んだ事業のレベルで、こういった事をやっていけば良いのではないのかという事を使い道も含めて示している。もしもそれが不十分な場合は、議論頂きたいと思う。基本的には事業のレベルも示しているし、それが充分なのかという事は当然議論のあるところなので、議論して頂きたいと思う。

2 これまでの議論を踏まえた全体イメージについて

■藤本副村長

○行政の条例で作っている基金が一般的だが、そういうところに置くイメージもあると思う。或いは別途行政の外に設ける方法がある。税方式でやる以上は行政として徴収は行うという事になるが、その出し先として外部の基金にというやり方もあるのかなと思っている。

■小磯委員

○目的税化した後に法定内税は一般財源だが、一般財源から補助金や交付金という形で初めから行政ではない違うところに基金を作る。その場合の基金の管理は、基本的な枠組みのところは行政も関与するが、そこからは関与しないという形（以下Aという。）は、画期的なやり方だと思う。基金は、地方自治法上の基金として設置する形が一般的だが、個々の使用に関して年月が経過すると補助金の様な形になってしまう。本来の新しい財源により基金を作ったという政策の意図を繋げていくという事が、行政の体質部分で、財政が足りなくなった時にそこに頼るとい議論になりがちだと思う。そこを払拭する意味でも外部に基金を置き、関連する政策に密着した関係者の所で基金を使っていく制度設計というのは、ある意味挑戦的なひとつのアイデアであり、提案だと感じた。

■占部委員

○Aという形でやれば、先端的なやり方になり、優先度やいわゆる地域に密着した観光政策が打てるのではないかという気がする。

■丸山委員

○使途決定組織については、この絵のとおりやっていくのが一番良いのかなと思う。私の中にもこういうイメージがあり、確固たる組織がひとつできれば、下でしのごを削って良いものだけを提案していき、そこで採用・決定されていくのが非常に良いと思う。

3 その他

■占部委員

○当初「観光税」という形で、広く税を取れたら良いなというイメージがあったが、結局「観光税」で取る場合どういった取り方になるのか、それが「宿泊税」に近いものになるのか、「リフト税」になるのか、併せたものになるのか、一応ネーミングは皆さん「宿泊税」というイメージで、いわゆる東京都とか京都とかのイメージに置いていると思うが、そのイメージされている「宿泊税」を少し白馬村に合ったような「宿泊税」にすることが最適と考える。い白馬村の特性に合ったような「宿泊税」

に変える工夫があるのかなと思う。法定外税ですので、もう少し柔軟に考えて、理想の「宿泊税」のイメージに囚われる必要はないのかなという気がする。

■丸山委員

○個人的には「宿泊税」というのが必要で、ある程度財源を確保していかないと、観光協会もそうだが、事業主が減っていったりお客様が減ったりというところで、これから先細りになっていくだろうと思う。そういうところで、我々が今何をやるのか、どういう事をやればお客様が来るかという事を考えて行動に移すには、やはり永遠に財源が必要である。何のリスクを負わないままハイリターンを求めても無理だろうと思う。我々ができる事をやり、お客様を呼んで利益を得て、次に繋げていくという事が大事であろうと、ここ最近思うようになってきた。

○色々な組織があり過ぎて、色々なお金を納めているが、それが白馬から皆出ていつている様な気がする。そういうものがまとまれば少し緩和されるのではないかと考える。

○我々が何もしないで観光局とか観光協会とか、現状の資金プラス村からの色々な補助金とかを併せてという構図は、ぼつぼつ考えていった方が良いと思う。

■ケビン委員

○新しいシミュレーションをお願いしたい。現在の財源をこのまま続けるとどの位の新たな財源が必要となるのか。今の見方はシミュレーションゼロから始めて、どの位取るとかということだと思う。これだけの額があれば、こういう事業ができるとか解れば助かる資料になると思う。

■小磯委員

○今日の議論、新たな財源の在り方という事で、これは方法論の議論ではありますが、結果的にはこの白馬村という地域は、特に観光政策を中心にどういうものを目指していくのかというところが、今のところ議論の中で問われていると感じる。“我々はこういうところを目指すんだ”というメッセージが解り易く伝わる事がこの政策をより説得力のあるものにしていくのではないかと考える。限られた時間の中で、どういう方法論で具体的にどういうところに使うのかということと、更に白馬村で難しいのは、それをどういう仕組・組織で使っていくのかという事が同時並行的な論点として出てきているということだと思う。

○ひとつの検討会、限られた場で全てを議論し尽くすというのはなかなか大変なところで、理論的な提起を含めて、地元でワーキングという形でこれまで白馬村で色々な問題意識を持ってこられた方々を中心に、ワークショップ方式で深い議論をされた。そこでの議論の経過等も拝見したが、色々な意味でその方向性に沿って、“これがあるよ”、“これは難しい”という様な議論がかなりできたと思う。是非この検討委員会だけではなく、そういう地元の方、しかも地域計画プランで培われた実績のあるワーキングを活用しながら、地元のレベルで、今日出てきた論点、そういうところを是非深めて頂き、そこでのひとつの成果をこの検討会に持ち上げて頂いて、基本的な議論を積み重ねていくという、その方法論が必要ではないかと思う。限られた回数でのこのメンバーでの議論だけでは、この重い命題を議論し尽くすのはなかなか難しいので、是非そういう方法で今後の検討を進めていかれたらと、思う。

■吉沢オブザーバー

○白馬の場合は観光協会が地元であり協会費を払い、それにプラスして村の観光局にも払い、ひとつの事業者が色々な所にお金を出していくという形になっているので、その辺もスッキリした形で財源を出していけるような形にしていった方が良いのではないかと考える。